

令和元年第21回教育委員会定例会  
(11月5日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和元年11月5日(火)午後2時00分から午後4時08分

○場 所 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	垣内恵美子
委 員	末廣 照純
委 員	神田しげみ
委 員	高森 大乘

○出席者

事務局次長	酒井 まり
庶務課長	小澤 隆
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	佐々木洋人
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	小柴 憲一
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	宇野 妥

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 児童保育課

ア 東京都台東区立東上野乳児保育園の指定管理者候補者の選定結果について

イ (仮称)北上野保育室の開設予定時期の変更について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 令和元年第3回区議会定例会決算特別委員会における総括質問について

(2) 指導課

イ 令和2年度 始業式・終業式等の日程(案)について

ウ 平成30年度 不登校児童・生徒数について

エ 平成30年度 いじめ認知件数について

- 3 令和元年12月の行事予定について
- 4 その他

午後2時00分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和元年第21回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ、許可することといたしたいと思えます。

それではまず、審議順序の変更について、私から申し上げます。

日程第1、教育長報告の協議事項、児童保育課のア及びイ、教育長報告の報告事項、指導課のウ及びエについては議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思えます。

つきましては、順序を変更して、最後に聴取いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 教育長報告〉

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○矢下教育長 それでは、日程第1、教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、令和元年第3回区議会定例会決算特別委員会における総括質問について、ご報告させていただきます。恐れ入りますが、資料3をご覧ください。

決算特別委員会における総括質問は、令和元年10月21日に行われ、8名の議員から、教育長に対して総括質問がございました。

主なものをご紹介します。恐れ入りますが、4ページをご覧ください。

まず、高森委員です。1点目が、台風等による休校やイベントの中止情報の発信についてということで、小中学校の休校や学校行事の中止決定についての質問でございました。

内容は、台風第19号では、気象庁の警戒情報が早く出されたこともあり、JRや自治体の対応も早かった。そこで、2点について、教育長に伺う。1点目が、今後、台風や雨で休校や行事の中止決定をするにあたり、今回の例を参考にして、あらかじめ基本的な考え方を決めておくべきと考えるが、どうか。2点目として、中止決定の判断を各学校に任せるだけではなく、教育委員会の判断として、情報発信が必要と考えるが、という2点の質問がございました。

教育長の答弁でありますが、まず、小中学校の休校や学校行事の中止決定については、現在は、校園長会と協議の上、休校等の判断基準を作成して学校園と共有しており、前日

までに判断できない場合には当日の朝に判断する基準となっている。近年は、気象庁予報の精度も高まっており、今般の台風19号をはじめとして暴風雨等の状況を把握しやすくなっており、交通機関の計画運休や民間企業の運営状況等の社会情勢も踏まえて、児童生徒及び教職員の安全を第一に考え、判断基準及び時期の見直しについて校舎長会と協議をしております。また、2点目でございますが、台風19号の上陸に際しては、気象庁の情報に基づき、一律に運動会等の行事の中止を決定し、区公式ホームページにて情報発信をいたしました。台風等による災害の発生が想定される場合には、教育委員会が主体となって休校や学校行事の中止を判断し、情報発信をしておりますという答弁をさせていただきました。

高森委員、もう1点でございます。不登校児童生徒に対する教育機会の確保対策についてということで、平成28年12月の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の制定により、児童生徒の自立に向けた支援と教育の機会を確保することが求められている。そこで、あしたば学級以外にも組織的支援と居場所や教育の機会の確保に向けた具体的な対策を講じるべきと考えるがどうかという質問でございました。

教育長答弁でございますが、本区ではあしたば学級での学習指導やグループ活動、教育相談を実施することに加え、ふれあいパートナーやスクールソーシャルワーカー等の人材を派遣し、学校復帰の支援に努めている。学校復帰につなげることができた事例がある反面、あしたば学級に通うことにつながらない児童生徒がいることも認識をしている。教育委員会としては、これらの事業において、学校や家庭との連携をさらに強化し、個々のケースにおいて組織的な支援を実現しております。今後、関係機関とも連携をさらに密にしていくことや、不登校児童生徒の居場所を改めて学校内外に求め、さまざまな取り組みを参考に研究してまいるといふご答弁をさせていただきました。

二人目でございます。5ページでございますが、中嶋委員からでございます。中学校におけるAIロボットのテスト導入についてということで、質問の内容でございますが、中学生のプログラミングの技術的向上や、社会貢献へのモチベーションアップのためにも、区立中学校でAIロボットのテスト導入を企業とタイアップして進めていくべきと考えるかどうか、という質問でございました。

教育長答弁でございますが、各中学校では技術科の「プログラムによる計測・制御」という学習の中で、生徒が考えたプログラムで車やライトなどを作動させる実習を行っております。生活や社会で利用されている情報技術に込められた工夫や創造性についての理解を深めるというところでございます。AIロボットのテスト導入につきましては、一定の意義があると考えており、各中学校の教育課程編成上の課題はございますが、AIロボットなどプログラミング学習に関する情報は、今後、各中学校に提供してまいりますという答弁をさせていただきました。

3人目でございます。田中委員でございます。2点ございまして、1点目が、区立幼稚園

の特色を活かした教育についてということで、質問の趣旨でございますが、幼児教育無償化により区立幼稚園と私立幼稚園等の保育料の差がほぼなくなったことから、今後、区立幼稚園が安定的に幼児教育を提供していくためには、区立の特色を活かした教育が必要であるかどうかという質問でございました。

教育長答弁でございますが、区立幼稚園では、長きに渡り、地域に根差した幼児教育を行ってまいりました。特色としては、小学校に併設している利点を生かした、合同行事や合同研究のほか、校庭や体育館を利用して体を思い切り動かす活動などの充実した教育課程や、未就園児の会や子育て相談を実施するなど、地域における幼児期教育のセンター的役割を果たしていることが挙げられます。教育委員会といたしましては、引き続き、このような特色ある活動の充実に取り組み、区立幼稚園の魅力が発揮されるよう、努めてまいりますという答弁をさせていただきました。

もう1点が、区立幼稚園への給食導入についてということで、質問の要旨は、私立幼稚園等との給食の実施における観点や、食育の充実化の観点からも、区立幼稚園での給食導入を早急に行うべきと考えるかという質問でございました。

答弁でございますが、ご家庭でつくられた食事を、園児が園で食べるという食育の観点から、区立幼稚園におきましては、6ページでございますが、お弁当の意義・重要性があるというふうに考えております。しかしながら、時代とともに保護者の働き方が多様化している、家庭での子供の食に対する意識に変化が見られる、また幼児教育・保育無償化による動きがあることを踏まえ、導入の意義についても認識をしておる。教育委員会としては、園児の安全を第一に考え、アレルギーや配慮を要する園児への対応、配食サービスや、給食の提供における施設の整備等について、今後検討してまいりますという答弁をさせていただきました。

4人目でございます。本目委員でございます。多文化共生の推進について、外国人児童生徒の日本語教育についてという質問でございました。質問の内容でございますが、外国人児童生徒が日常生活に困らない程度の日本語を身につけるだけではなく、日本語で学習に参加するための学ぶ力を育成する必要がある。現在の日本語教育を再検証した上で、さらに適切な策を実施していくべきと考えるかどうかという質問でございました。

答弁でございますが、現在、日本語指導講師の派遣では、まず日本での学校生活を送る上で必要となる生活言語の習得に向けた指導を行っている。また、学習言語の習得がどの程度必要かを十分に把握し、通常の授業で活かせるように指導をしております。さらに、学校の教科書自体を日本語教材として活用しており、教科学習の理解促進や学力定着にもつなげているところでございます。教育委員会としては、対象児童生徒の学習上の悩みが解消できるよう、指導内容の見直しや充実を図り、学校長と協議した上で必要に応じた派遣延長を行っている。また、よりよい学習環境となるよう、さまざまな取組などを参考に引き続き研究し、外国人児童生徒に対する日本語教育の充実に努めてまいりますというご答弁をさせていただきました。

5人目でございます。山口委員でございます。来年の岩井臨海学園の実施についての質問でございます。来年のオリンピックにより、岩井臨海学園の開催が危ぶまれているが、バスの確保や交通事情の問題について検証を行ったのか。また、例年どおりの時期・内容で岩井臨海学園を実施するための最大限の努力をすべきと考えるかという質問でございました。

答弁でございますが、来年度の宿泊行事につきましては、事業の重要性を念頭に置きつつ、影響を最小限に抑えられるよう、実施時期や内容の変更も含めて、学校長と協議の上、検討してまいりました。その中で、バスの確保については、今年度利用したバス会社を含めて複数のバス会社に期間中の配車について打診をし、また、団体列車の利用等についても確認を進めましたが、現時点においては手段の確保が困難な状況である。また、交通事情については、東京都が公表をしている「大会輸送影響度マップ」により混雑状況の予測を確認しており、引き続き、児童の安全を第一に考えながら、検討を進めてまいりますという答弁をさせていただきました。

6人目でございます。秋間委員でございます。障害福祉について、重度障害児の区立小中学校の受け入れについてでございます。質問ですが、本区では、重度身体障害児、医療的なケアが必要な児童は、区立学校になかなか入学できない実態がある。学校が受け入れられるようにすることは重要な課題であり、教育行政は、それを人や設備、両面で支えていく責務があるかと考えるかどうかという質問でございました。

答弁でございますが、障害のある児童生徒の就学につきましては、保護者や本人のニーズを把握しながら最も適した教育環境となるよう就学相談を行っている。重度身体障害や医療的ケアを必要とする児童生徒の支援については、合理的配慮やインクルーシブ教育の観点から一層の充実を図る必要があると考えており、関係所管との情報共有や対応事例などの調査・研究を進めております。また、受け入れを進めていくためには、さらなる人的配置や環境整備が必要であり、国や都に対しては引き続き補助等の充実を求めてまいりますという答弁をさせていただきました。

7人目でございます。村上委員でございます。区の発展の一翼を担う学生の育成についてという質問でございました。質問ですが、「大学生が先生」事業は、教育現場の環境改善のために大変有効であり、区の発展の一翼を担う一員として区内在住学生を育成するため、区内在住学生の登録及び採用を増やすべきかと考えるかどうかという質問でございました。

答弁でございますが、「大学生が先生」事業は、今年度より「教育活動アシスタント」事業と名称を変更していますが、大学生等が将来、教員となれるよう、その資質を磨く人材育成を図ることは、引き続き本事業の主旨の一つとなっており、現在、個別に大学に紹介を求めたり、あるいは「教育活動アシスタント」として勤務している方に友人等を紹介してもらうなど学生を受け入れているところである。また、卒業生等の情報から人材を探し、区内在住の学生にも活躍していただいている場合もございます。教育委員会としては、

今後も本事業が、卒業生等の積極的な受け入れを各校に働きかけることにより、区内在住の学生が社会人として育成され、区の発展に寄与していただけるよう努めてまいりますという答弁をさせていただきました。

それでは、最後、8ページでございます。最後、8人目でございますが、小坂委員からは、学校における働き方改革プランについて、3点教育長の所見を伺うということで質問がございました。1点目が、「働き方改革プラン」の実践により、改善されたことは何か。2点目は、取り組みによる地域・PTAからの要望・意見について伺う。3点目は、今後もあらゆる機会を通じて教員の長時間労働の状況について発信することが大切であるとするが、どうかという質問でございました。

それでは答弁でございますが、まず1点目、改善されたことにつきましては、昨年度「学校における働き方改革プラン」を策定し、スクール・サポート・スタッフの配置や、調査の精選、チラシを学級ごとに仕分けをした上で送付する取組など、改善に取り組んでまいりました。教員の意識改革も図られてきた結果、在校園時間が短縮しており、確実に成果が上がっていると認識をしているというのが1点目の答弁でございます。続きまして2点目の地域やPTAからの要望や意見についてでございますが、事前に説明し理解を得たことで、概ね、好意的に受け止められている一方で、行事等の見直しについては十分に理解を得られなかったため、不安の声をいただいていることも認識をしているという答弁をさせていただきました。最後、情報発信についてでございますが、プラン策定時にリーフレットを作成し、町会や保護者の皆様へ配布したところであります。働き方改革は、たゆまず進めていかなければならないものであり、あらゆる機会を通じて教員の働き方改革の進捗状況について発信することが大切であると認識をしており、新たな取り組みを進める際や、さらなる成果が出た場合など、機を見て、教員の長時間労働の状況について発信をしてまいるといふ答弁をさせていただきました。

決算特別委員会に置ける総括質問の状況についての報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 非常に多様なご質問が出ているなと思いましたが、幾つか可能な範囲で教えていただければと思います。

まず、AIロボットのテスト導入についてですが、これは具体的にどういうことを想定されていて、また一定の意義があるということですが、どのようなことを想定されているのかを教えてください。

2点目は、区立幼稚園の食育の充実というところで、非常にこれは重要な点でもあろうかと思えます。現時点でどういうふうに食育についてお考えなのかということ、教えていただければと思います。地方の自治体だと、地産地消だとか郷土料理とかいうようなことはすぐに浮かんでくるんですけれども、台東区の場合は長い歴史的な、文化的な土壌もありますので、そのあたり、ちょっと違う点もあるのかなと思いましたが、もし何かあ



れば教えていただきたいというのが2点目。

最後になりますけれども、働き方改革で、行事等の見直しについて、地域やPTAの理解が十分得られなかったため、不安な声をいただいているということですが、何もしないまま働き方改革って難しいかなと個人的には思っておりまして、ここら辺はどういう見通しを持って、今後どういうふうに進めてご理解を得られるようにしていくのかというあたりについて、今お考えのことがあれば教えてください。以上3点です

**○指導課長** では、大きな1点目のAIロボットと、大きな3点目の働き方改革のことについて、私のほうからご説明します。まず、AIロボットのことで、ご質問されました中嶋委員は、ある区の中で、業者が開発ロボットのテスト導入のために希望者を募って、そのAIロボットのプログラミングをさせたという経緯をご説明されていました。

そのことによって、そのAIロボットが町中でいろいろな人に、例えば道を尋ねた場合に答えるとかというようなことができて、いい経験だったと思うので、それをやったらいかがですかというような趣旨のご質問だったので、一定の意義があるということについては、その前に書いてありますように、自分たちのプログラミングが実際に自分たちの目の前だけじゃなくて、一般の大人の人達にも、社会にも役に立つという意味で、プログラミング以外の一定の意義があるということをおっしゃっています。

また、情報提供していくということにつきましては、役所のほうにも、例えばある企業のほうでちょっとこういう物を開発してやっていきたいんだけど、どこかの学校さんに協力してもらえないかというようなことが来たときに、学校のほうに情報を提供して、希望があれば募っていきこうというふうにご検討いただいております。

3点目の働き方改革についての、一部ご理解を得られなくてというような文言のところについて、今後はどうするかというご質問ですけれども、これはそういうような声があがって、役所の方に届いてきた場合には、当該校の校長のほうに行きまして、どのようなご説明を地域にされていたかということと、それからやっていること自体を、それを責めるのではなく、やはり地域に理解してもらえるように。つまり保護者だけでなく、その学校を代々見守って来た方々も含めて、ご説明をしながら、ご同意を得たりして、そして進めて行くというような、慎重な進め方をお願いしますということで、校長のほうに指導というよりはお願いという形でご説明をして進めて行こうと考えております。

**○学務課長** それでは質問の2番目の食育についてという部分につきまして、学務課のほうからお答えさせていただきます。

こちら、今、小学校・中学校におきましては、食育という観点、地域でつくった食材を消費していきこうという考え方もございまして、改めて地産地消の考え方をわかりやすく、台東区のほうでパンフレットをつくりまして、それを基に食育の学習をしているところもございまして。あとは、「マイ箸づくり」という事業をやってございまして、地域の方を呼んでお箸をつくりながら日本の食について、研究を進めて行くというようなこともございまして。あとは地域ふれあい給食という物をやってございまして、学校での給食を地域の方です

とか、幼稚園児を学校のほうに招いて、一緒に食事をするということで食育の考え方を広めていくというようなことを実施しております。

○垣内委員 もう1点よろしいでしょうか。食育についてですが、実は、2017年に、文化芸術基本法というのができまして、食文化を日本の文化として大切にしていこうという法律、条文が出てきているんですね。台東区って、文化を非常に大切にしているところでもあり、またご存じのとおり、てんぷらもそばもおすしも、いろいろな多様な食文化もあるものですから、ちょっとそのあたりはどういうふう目配りされているのかなというところをお聞きしたいです。

○学務課長 先ほど申し上げました箸づくりのときに、お箸を自分たちで作りながら和食についていろいろ講義をしたりとか、あとは、小中学校とかでも、給食の中でそれぞれの季節に応じた食事を出して、食材を出したりとか料理を出すということで、食事を通して季節を伝えていくというようなところで、その伝統だったりとか、文化、そういったところも含めて食育というところで実施してるのかなと考えております。

○指導課長 プラスしまして、季節メニュー、行事食というのが、給食では出されておりますので、日本の中にもさまざまな行事がありますけれども、その行事のときにはよく食するような料理を出したりというようなことで栄養士も工夫しているところです。

○末廣委員 最初、4ページの高森委員のところですが、学校行事を中止するとか休校にするとかという、従来はやはりそれぞれの学校園に判断を任せていたのでしょうか。

○指導課長 朝6時の段階でこういう警報が出ていた場合には2時間遅れにしましょうですか、あるときは明日の朝は基準どおりそれぞれ動いてくださいというようなときもございました。ですので、校長が判断するということですが、事前に定められた基準ののっとなって行動していただきたいということもありました。

また、基準に定められていない例外的な場合には、こちらのほうから、このように明日は臨時休業してくださいというようなときもございました。

○末廣委員 指示をする場合もあるのですよね。それから、4ページのところで、あしたば学級の学習指導の問題ですけれども、その児童生徒によっては、そのあしたば学級に通うことにつながる児童生徒がいるというのは、いろいろなケースがあると思うのですが、主にどういうことが理由でそういうことになっていくのか。具体的な理由はわかりますか。

○指導課長 この後、不登校のことはご報告するのですが、不登校になった子の中で、あしたば学級につながるという子は、中学校では50%ですけれども、小学校では15%となっております。

ご質問のつながらなかった子たちはどうなるかということですが、例えば民間の機関に相談をしていたり、あるいは医師、病院に相談をしていたり、それから、それぞれの少年センターであるとかそういうところに相談をしていたりというような相談をする子もおります。また、学校の中のスクールカウンセラーに相談をしているという子もいます。

ただ、残念ながら、どの機関にも相談をしていないという子も一定程度いまして、そう

いう子たちの状況について聞き取りをして行くと、保護者の方もいろいろとクリアしなければいけない課題があったりというようなことで、なかなかお子さんのことに十分目を向けられない、そういう環境があるような傾向がございます。

○末廣委員 最後の家庭の状況で、どこにも引っかからない子供という。それがやはりこれから一番問題というか、難しいと思うのですけどね。だけどそれを放置するわけにもいかないと思いますけどね。

あと、このAIロボットの、例えば学校園に貸し出しみたいな、そういうのはあるのでしょうか。

○指導課長 AIロボットの貸し出しというのは、現在のところはないのですが、いわゆるプログラミングができる車であるとか信号機であるとかという物は、企業がピンポイントにどこかの学校と協力して、無償で少し試してみてくださいというようなことで導入をしている、そんな学校は幾つかございます。

○末廣委員 それから、その下の田中委員の件ですが、やはり区立の幼稚園というのは小学校と併設しているという利点ですね、答弁にもありますように小学生と合同に行事ができるとか研究ができる、そういうところが私立にはない、いいところがあると思うんですね。それをやはりこれからもそういうことを中心に進めていくというのが区立幼稚園の特色を生かした教育の一つになるのではないかと思います。

それから、食育というか、給食ですが、これは将来的に幼稚園も給食を導入する方向で考えているのでしょうか。

○学務課長 幼稚園の給食につきましては、教育長のほうからもお答えしておりますけれども、やはり課題が非常に多いというところはございますが、働き方の多様化ですとか、今後の子供の食に対する考え方もいろいろ変化があること、そういったことも踏まえて、どういうふうにすればできるのかということも含めて課題の整理をして行きたいと考えているところでございます。

○末廣委員 やっぱり小学校でもできているわけですから、いろいろと難しい問題はあると思うのですが、働いているお母さんからすると、できれば給食にしてほしいという声が結構強いんじゃないかという気がします。

それから、山口委員の、岩井臨海学園のところですが、バスの手配について、もし手配が難しいときは、それで終わりにするのか、それともほかの行事を考えているのか、どうでしょうか。

○学務課長 こちら、岩井臨海学園につきましては、バスの手配等はこれまでおつき合いのあるところですか、旅行会社さんとかに、複数社にお声がけをしたんですけれども、なかなか手配が難しいと。あとは、例えばどうにかしてバスを手配したとしても、非常に道路状況の混雑が予想されるというところで、小学校4年生に対してその負荷をかけるのがどうかということも考えておまして、子供たちの安全とか、そういったところを優先して検討しております。この代替の行事ということも含めて、今学校長と協議体をつ

くって検討を進めているというところでございますので、決定次第、こちらの教育委員会のほうでもご報告をさせていただきたいと考えております。

○**神田委員** 台風などによるイベント中止情報の発信についてですけれども、教育委員会と学校長がきちんと相談をしてこのような対応をなされているということは大変すばらしいことかなと思います。

私もずっと現場にいたものですので、メール送信のシステムなども早いうちにとり入れてもらったり、子供の安全を第一に、対応を引き続き行っていただけたらありがたいなと思っています。3番の不登校の児童生徒に関して、スクールソーシャルワーカーなどは、大変すばらしい働きをしてくださいますので、現場のほうでは成果は上がっているかなと私は思っています。

今後、不登校の生徒の居場所を改めて学校の内外に求める等ということで、例えばどんなところを想定されているのかなというのが、1点伺いたいです。

それから、AIロボットのことで、今小学校のほうでもプログラミング教育を進めているところですが、業者などが積極的に関わっている区市の話聞いていますけれども、どういう感じで区の中でシステムをつくっていくのか。となるとかなりお金もかかると思いますが、その辺の見通しなどありましたら、教えていただきたいと思います。それから次の幼稚園の件ですけれども、私立と共存していかなければならない部分もあるかなとは思いますが、保育料の差がなくなってきたということで、特色ある活動をどのように打ち出していくのかお考えを伺いたいたいなと思います。

あとは、岩井臨海学園につきましては、来年度は本当に難しいだろうなということで、区のほうでさまざまな対応をしていただいていることは、現場としてもありがたいことではないかなと思います。

児童の安全を第一に考えながらということですが、今後の対応などについて考えていただけたらありがたいと思います。

最後に、学生ボランティアの育成についてですが、学生さんに登録していただくことをシステム化してくると、現場も大変ありがたいし、育成の面でも力を発揮できるのではないかなと思います。

以上です。

○**指導課長** それでは、1点目の高森委員の件ですが、現在考えているというか研究しているのは、前日15時の気象庁の予報状況で、そこで判断できないかということ、現在研究しております。2000年からの台風を全て洗い出しまして、それでどういう状況だったかというのをもとに案をつくらうと思います。

委員ご指摘されましたように、それはもちろん教育委員会の中だけで止めるのではなく、会長にまず相談した上で、最終的には校長たちとも共有をして行きたいというふうに考えております。

続いてAIロボットについてでございます。システムの構築というようなお話がありまし

たが、教育委員会として、今、現段階ではシステムの構築というのは考えておりません。あくまでも企業のほうでどこかにテストしてもらいたい、やってもらいたい。それで、学校側のほうも、それだったらやってもいいかなというウィン・ウィンの関係ができあがったときに、そういうものをしていくということを視野に入れております。

それから、最後の区内学生が台東区の教員にということは、難しいだろうということは、もう委員のほうからも出たとおり、確かに難しいところはございます。

制度がそれができ上がるかどうかというのは、なかなか区の判断できないところではございますが、現在の制度を活用しながら、人事部の方には、要望できる内容は要望はしていきたいと思っております。

**○教育支援館長** 高森先生の二つ目、不登校のところでございます。平成28年12月に、制定されました、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会均等確保に関する法律の内容を読んでまいりますと、学校の中の環境を整えるといったところが、要所に出しております。

まず1点考えられるのは、学校の中のそのようないわゆる居場所となるような環境がつかれるのかどうかというところを、他地区のいろいろな事例とかもあつめながら、まず一つは考えて行くことができるのかなということ。あとは、それ以外のいろいろな関係機関というところも視野にいれながら、今は勉強して、どういうことが課題でどういうことをクリアしていくとそういう居場所ができるのかなというところを引き続き研究していきたいということが考えているところでございます。

**○教育改革担当課長** 5ページのAIロボットに関係する部分で、今教育改革のほうでは、新しい学習指導要領を念頭に、学習、子供たちのプログラミング教育、情報活用能力のところに資するような子供たちの学習環境の構築をしているところでございます。

今年度はモデル校を小学校2校、中学校1校で、学習者用のタブレットを使いながら研究を進めているところです。その結果に基づきながら全校展開というところを今考えているところでございますが、モデル校の環境の中に入っている、子供たちの学習ソフトの中に、プログラミング教育に資するようなソフトがございます。実際、学校の様子を見ますと、そのソフトのみならず、ウェブ上にある、文部科学省が最近たくさん言われている、スクラッチというようなものを使いながら、プログラミング思考とかプログラミング的な考え方というところを子供たちは学んでおります。

指導課長がおっしゃったとおり、そういうキットを使いながらやっているという学校も聞いております。ですので、そういうものも使えるような環境になればというふうには考えているところでございます。

**○学務課長** 田中委員のご質問にありました、区立幼稚園の特色を生かした教育の部分につきましては、やはりこれまで区立の幼稚園につきましては長きにわたって地域ときめ細やかに交流をしながら進めてきたというところで、こういった幼児に対しての教育だけではなくて、親に対しても未就園児の会ですとか、あとは子育て相談を実施する、そういっ

たことで親の負担を減らしながら健康に健やかに育っていただきたいというところで、これまでも、そして今後も私立と区立。車の両輪というような形で、それぞれの特色を生かして幼児教育を進めて行きたいという考えでございます。

そして続きまして、山口委員のご質問にございました、岩井の件でございます。こちらが、例年どおりの時期・内容でということでご質問をいただいておりますが、委員のおっしゃるとおり、海の状況も変わっていたりとか、施設の状況もいろいろあったりとかございまして、この岩井をずっと続けていくためにどう改善していったらいいのかですとか、施設も昔ながらの宿舎ということで、それがいいという方もいれば、そうでないという意見もあって、さまざまではございますけれども、学校長たちといろいろな意見を交わしながら、慎重に進めて行きたいと考えております。

**○高森委員** まず、下から2行目の、学校内外に居場所を求めると書いてあるのですが、具体的に学校外については、担当課長からもご説明がございましたが、学校内では具体的にどういった形で子供たちの居場所を作っていくのかお教えてください。

**○指導課長** 学校内といいますと、かなり限られております。ただ、かなり限られているんですけれども、全国と比較して、本区のいわゆるスクールカウンセラーに相談するという割合が非常に高いというのは、やっぱり配置日数の関係だと思っておりますが、そういう意味でいうと、教育相談室、いわゆるスクールカウンセラーのいる部屋というのは、一つの居場所にはなるかと思えます。また、養護教諭、保健室が相談機能を持っておりますので、よく保健室登校というか、そういう固定的な名称にはいけないと思えますが、保健室に行って養護の先生と一緒に何かお仕事をしながら過ごしているということもあります。また、校長先生見ているというようなこともあります。

ですので、居場所という、今いくつか申し上げましたが、その子に応じた、学校の中の、いわゆるキーマンになる人にできるだけつなげていく、それを切らないということが一番の目的ですので、場所はそのときによって変わると思っております。

**○高森委員** ぜひそういう取り組みを続けていただきたいと思えます。

行きたくても行けない子供たちのために、やはり学内に居場所があったほうが、よいと思えますし、中学生になると、中間・期末の考査・試験なども別室で受けるような対応をしてくださったところもあると聞いていますので、丁寧な対応をいただければと思えます。

5ページ目の区立幼稚園の特色を生かした教育ですが、保護者側の認識ということを考えて、保護者が園を選ぶときに、私立園もあれば公立園もあるし、保育園もありますけれども、その選ぶときの一つの基準が保育料だと思うんですね。もう一つは給食があるかどうか。あとはPTA活動があるかどうか。意外とこの三つが大きな壁になっているようで、そこから選択をするようなこともあるらしいです。

一つ伺いたいのが、幼児教育の無償化によって、無償化される部分と、私立園の場合はプラスアルファの教育活動がありますから、無償化されない部分があると思うんですが、そのあたりで私立幼稚園、今まで保育料に組み込まれていたものが無償化されたので、プラス

アルファのところはかなり力を入れられるのではないかなという、そういった利点もあると思います。やはり一番大事なのは、ここのタイトルにもあるように、教育の内容。どういった教育を公立園では受けられるかということもPRしていくことがとても大事だと思います。あともう一つは、公立園の場合は、セーフティーネットの役割が非常に大きいかなと思います。さまざまな発達障害を持っているお子さんとか、支援の必要なお子さんも、公立園は受け入れられるという、そういった魅力もやはりあると思うので、その部分についても、この教育長答弁にはありませんでしたけれども、考えて行く必要があるのかなと思っております。

**○学務課長** 各園で幼稚園ですとか、あとはほかの園長会とかでいろいろと意見交換をする場というのは非常にございます。ただ、やはりこの私立と区立で大きく違いを出して行って、そこで競争するということがいいのかどうか、そういうこともございます。

あとは、やはり保護者の方からご意見をいただいた中では、お金の話じゃないと。区立というところで、非常に安心感を持って子供を預けられるのがすごくいいんだというご意見もいただいているところではございます。

**○高森委員** もう一点、最後の8ページ目、教育長答弁の中盤あたりに、地域やPTAからの要望のうち行事等の見直しについて、地域やPTAの理解を十分得られなかったということが事実として上がっているのですが、具体的にどういったときにこの齟齬が発生しているのか教えてください。

**○指導課長** こちらの行事には、行事等となっているように、学校が慣例的に行っていた子供の、例えば朝の活動であるとか、あるいは教員が祭礼のときのパトロールとか、そういうのも全部をひっくるめて、今、この行事等としております。ですので、何で先生が今年から見回りはされなくなったのかですとか、あるいは、子供のこの時期、朝の落ち葉掃きというのをやっていたと思うんですけど、なぜ無くなったんですかですとか。あるいは朝の挨拶運動など幾つかあります。ですので、一つ一つ細かいことについては、こちら側からも説明できることは説明しますが、ぜひ学校からも、そういったご質問があったので、ご説明してくださいということは言っております。ですが、いわゆるその説明というのを先に、ある程度地域・保護者に行き渡るくらいの時間的な余裕を持ちながら説明してやれば、そう大したことではないんですけども、そういう疑問が出るということは、ちょっと急いでしたかな、その準備の期間がちょっと短かったかなというところはあるかなというふうに見ております。

**○高森委員** 学校の先生も働き方改革ということで、先生方がどの部分を削っていかうかというのは非常に重要だと思います。例えば朝のあいさつ運動をなくすなど、子供たちの活動を削っていくということが、果たして教育的効果としてはプラスなのかマイナスなのかとか、そのあたりも少し精査されるのがいいのかなという気がします。

**○指導課長** 今、一例として、朝のあいさつ活動ということがありましたけれども、例えばあいさつ活動をしないかわりにこういう活動をしようとかというような、代替をつくっ

たりはしています。ですので、そういう意味でその活動にはもちろん子供たちの成長にとって意義はあるということは認めた上で、だからこういう形の活動にしていこうとかというように話し合いをしていると聞いております。ただ、どうしても時間内の、週休日でも引率しなきゃいけないようなことであるとか、本来であればこれもというものは多々あるんですけれども、やはり委員のおっしゃったように、それによって子供たちが活躍する場があるんだからというようなことで、なかなかそこ一線ですばっと切るとはできないというところで、多くの校長先生方は、やっぱりそこら辺は最初に働き方改革とは逆行しているんですがという枕詞でよくご説明される校長先生もいらっしゃいます。

**○神田委員** 今の件に関して、台東区は行事が多いですが、そういったところで子供たちも育っている面がすごくあるので、まちや地域の方たちは、行事にぜひ先生も来てほしいというような声はいっぱい聞きます。また、そういう場があり、子供たちも全体的に落ち着いた、地域と密着しているのだと感じます。

高森委員のおっしゃったように業務内容で削減ができるようなことが大事かなと思います。在校園時間が短縮しているとのことですが、どのくらい短縮したのか教えていただけますか。

**○指導課長** 1月から、自己申告ではあるのですが、在校園時間を各学校から報告していただいております。その結果が昨年の2月に調査をしたときの時間よりも、在校園時間が短くなってきているという結果がでていたので、それを基にこの教育長答弁につながっているということになります。

**○高森委員** 先生方の業務負担の軽減ということに関しては、教育委員会としてどのようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

**○指導課長** どのように業務を減らすかということですが、減らせる業務というのは、正直言って学校の中では限られます。教員同士のことであるとか、そういうところに着目することになります。となると、朝の打ち合わせの時間の、例えば10分であるとか、あるいは職員会議であるとか。そういうような時間をいかに削るかということで、例えば、校務システムの回覧板でそれを見ることをもって朝の打ち合わせとするであるとか、あるいは職員会議についても、事前に主となる教員のほうである程度の案をつくっておいて、これで行くということで、それぞれ学年のほうに説明・指導した上で、職員会議の時間帯というのは、もう確認の場にするとかというようなこと。あるいは、そもそも職員会議の回数を減らしていく。通例は毎月1回なんていうことがありましたけれども、大分それはなくなってきているかと思います。

物理的に減らすというのはそういうところになるかと思いますが、あとは、外的要因によって減らすということで、スクール・サポート・スタッフの導入というのは、昨年度2校導入した中で顕著な結果が出ていますので、やはりそういう教員という専門性がなくてもできるような仕事というのは、実は学校に結構あります。ただ単に転記するであるとか、入力するとか、そういうようなものを外部の人材にやってもらうということがあります。



そして最後が、やはり教員の意識改革かなというように思います。やはり定められた時間で最大限の成果を上げるためにはどうしたらいいかということをご各自が考えて、ただらとやっている教員はいないと思いますけれども、今日は何時に退勤だというふうに自分で目標を持ったならば、それに向けてスケジュール管理をして行くということも必要かなというふうに思っております。

○末廣委員 今のお話のスクール・サポート・スタッフというのは、各校に必ずいるんですか。

○指導課長 スクール・サポート・スタッフは都の補助事業として、学校で希望したところが実施しております。

○高森委員 学校では主体となるのは子供たちですから、子供たちに関わることに對しては、先生方には寸暇を惜しんで、いろいろ働きかけをしていただきたいと申します。一方で、土曜日・日曜日を使った行事に対する対応ですとか、直接子供たちには関わらないけれども、開かれた学校ということで、地域の方々にもオープンにしていくということもあるのですが、その辺の負担はやはり先生方が大きいかなと申します。特に副校長の負担が大きいと聞き及んでおりますが、そのあたりをやはり考えていく必要もあるかなと申します。サポートしていただけるような人材を配置できれば、かなり副校長の負担も減ると申しますが、そのあたりは、これから何かお考えはあるのでしょうか。

○指導課長 地域とのつながりに關して、正直言って、外部の人材が来て、例えばそのかわりにはなかなか出来ません。やはり校長だから、地域は納得していただける。副校長だから、というところがあるかと思ひます。ただし、このプランが策定されたときに、町会連合会にも落として、全町会にリーフレットを配付させていただき、そのリーフレットの内容については、非常に印象強く思っている会長さんも何人かいらっしゃるようで、学校がちょっとその地域のことで相談をしたときにこの間こういうのを見て、ちょっとまずいよね、学校はというようなことで、先生、毎回じゃなくていいから、来るときだけでいいのというふうに、そういう町会のほうでもご理解いただいて、ご協力いただいております。また、校長のほうもそういう話をいたときに、そういうの聞いているよ、大丈夫だよとかということでご理解していただけるというようなことは出てきているようで、毎回ではなくなっているというようなこともあるようです。ただ、これも多くの委員がご指摘されたように、そういう会長さんとのやりとりがあった上で、ご理解いただけることであって、その段階というのをきちんと、肝心なところは踏んでいかなきゃいけないだろうなというふうには思っております。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願いたします。

(2) 指導課 イ

○矢下教育長 次に、指導課のイについて、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それでは、令和2年度始業式・終業式等の日程（案）について、資料4を基にご説明申し上げます。

まず、各学期の始業式・終業式、資料でいいますと、第一学期でいうと、大きく分けている三つの一番上と一番下、第二学期は始業式・終業式しかありません。第三学期も上段と下段。この始業式と終業式につきましては、管理運営規則により、長期休業日がいつからいつまでと定められておりますので、来年度は資料のとおりとなります。

続きまして、入学式、入園式並びに卒業式と幼稚園の修了式につきましては、特に管理・運営規則による定めはございませんが、始業式・終業式の日程及び曜日等を考慮し、例年どおりの日程で、例えば、始業式の翌日だとか、そういうような形の例年どおりの日程で資料のとおり設定しております。

来年度の始業式、終業式等の日程については以上でございます。よろしく願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

（なし）

○矢下教育長 それでは、指導課のイについては、報告どおり了承願います。

### 3 令和元年12月の行事予定について

○矢下教育長 次に、12月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、12月の教育委員会の行事予定について、ご説明させていただきます。

資料7をご覧ください。教育委員会定例会でございますが、10日火曜日と26日木曜日、それぞれ午後2時からの開催を予定しております。よろしく願いいたします。その他の行事といたしまして、12月7日に平成小学校の30周年の記念式典がございます。

また、4日には、体育協会の創立70周年の式典と、オープニング記念の懇親会が予定されております。また、その他記載のとおりでそれぞれ行事等が予定されており、教育委員の先生方にはそれぞれご挨拶等もお願いしているところでございますので、よろしく願いいたします。

また、その他のご案内ということで、下段でございますが、12月、毎年行っておりますジュニアオーケストラとジュニア合唱団のコンサートも予定されております。よろしく願いいたします。

12月の教育委員会の行事予定については以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますか。

（なし）

○矢下教育長 それでは、12月の行事予定については、報告どおり了承願います。

#### 4 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について、聴取いたしたいと思います。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

#### 〈日程第1 教育長報告〉

##### 1 協議事項

##### (1) 児童保育課 アイ

○矢下教育長 それでは、日程第1、教育長報告に入ります。

まずは、協議事項を議題といたします。

児童保育課のア及びイについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、協議事項ア、東京都台東区立東上野乳児保育園の指定管理者候補者の選定結果について、ご説明をいたします。資料は1をご覧ください。

区立東上野乳児保育園の指定管理者の選定方法等につきましては、本年5月の教育委員会にてご決定をいただきました。本日は選定の結果について、ご説明をいたします。

まず、項番1、対象施設は、名称が東京都台東区立東上野乳児保育園、その他については、資料に記載のとおりでございます。項番2、指定管理者候補者でございますが、現指定管理者である社会福祉法人康保会でございます。項番3指定期間でございますが、令和2年4月1日から5年間でございます。

項番4、選定経過の概要です。8月23日に指定管理者指定申請諸を受理し、その後、9月6日と12月28日に審査会を開催いたしました。項番5の(1)、選定方法及び(2)の公募によらない選定の理由は、本園5月の教育委員会でご決定いただいた内容を再掲しております。

資料の2ページをご覧ください。(3)審査手順でございます。指定管理者再選定審査会において提出された企業計画書等について審査を行い、その審査会の結果を踏まえ、指定管理者候補者を決定いたしました。項番6、審査会構成委員は資料記載のとおりでございます。項番7、審査基準は、この審査会で決定した資料2ページから3ページにかけて記載してある、6点の基本項目とそれぞれの細目に基づいて審査を行いました。

素量の4ページ、最後のページをご覧ください。項番8、審査結果でございます。まず(1)の得点でございます。審査の結果、表のとおり得点率が81.6%となり、合格基準として設定した70%を超えましたので、社会福祉法人康保会を指定管理者候補者といたしました。(2)指定管理者候補者の主な提案内容でございます。子供の最善の利益が実現さ

れる社会を目指すとの考え方を基本とし、一人一人の子供の健やかな育ちを等しく保証することを目指し、幼児期の教育や保育、子育て支援の量的拡充や、質の向上を進めるなど、資料記載のとおり提案をされたところでございます。

続いて(3)の審査会における主なご意見をご紹介します。現地視察における園児や職場環境の様子から、日々の保育や施設管理が適格に行われている印象を受ける。福祉サービス第三者評価の結果を見ると、保育園が保護者から高い支持を得られており、また、積極的な交流を通じて地域との関係を深めようとしていることは評価できる。緊急時対策として、避難訓練の項目に、火災・自身だけでなく、水害や不審者など、あらゆる状況を想定したものをとり入れており、危機管理に対する積極的な姿勢が感じられるなどのご意見がございました。

最後に項番9、今後のスケジュールです。本件については、11月8日の政策会議で審議し、区議会第4階定例会に指定議案を提出する予定です。その後、令和2年4月1日付で指定管理者と協定を締結いたしまして、指定管理業務を開始いたします。協議事項アの説明については以上でございます。

引き続き、協議事項イ、(仮称)北上野保育室の開設予定時期の変更についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

項番1、対象施設の概要でございます。施設名称は(仮称)北上野保育室で、所在地は、北上野2丁目24番の区有地でございます。敷地面積定員は資料記載のとおりでございます。

項番2、開設予定時期の変更です。まず(1)理由でございますが、地中障害物の解体除去作業等が発生したこと、また、この除去作業に伴い、発生が見込まれる残土について、地質分析を行ったところ、法に定める土壌溶出量の基準値を超えるヒ素が検出され、その対応として土壌の入れ替えが必要となったためでございます。

このことから、(2)開設予定時期について、当初は令和2年4月1日から令和7年3月31日としておりましたが、開設を令和2年6月1日からといたします。

項番3、補正予算額(案)でございます。今回の件につきまして、区議会第4回定例会において、補正予算を計上予定でございます。まず歳入です。施設整備にかかる東京都の補助金を見込んでおりましたが、開設時期が変更になったことにより、今年度の歳入を減額しております。

続いて歳出は、合計で3,472万円の増額となっております。内訳として、地中埋設物の対応工事等で、5,060万円の増額、開設時期が変更になったことにより、建物リース料及び初度調弁経費などで1,588万円の減額でございます。

なお、この工事経費につきましては、現在敷地全体の地質分析調査を実施中でございまして、その結果により現額となる可能性がございます。

項番4、今後のスケジュールです。こちらも11月8日の政策会議で審議し、その後、区議会第4回定例会の所管委員会に報告を予定してございます。

補正予算議決後、年明けに対応工事に着手し、6月に開設予定となります。

協議事項の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは児童保育課のアについて、ご質問はございませんか。アは東上野の指定管理者でございます。

○末廣委員 この資料1の審査会における主な意見について、日々の管理が適格に行われていると、これも大事ですし、それからその次の地域との関係を深めようとしているということももちろん大事ですが、最後のところ、緊急時対策というのを、火災・地震だけじゃなくて、水害、不審者など、あらゆる状況を想定していると。非常に管理に対する積極的な姿勢が感じられるということで、私もこれが非常に大事なことだと思いました。

今までの想定外のいろいろなことがどんどん起きていますので、特に水害とかなんかは、今まで東京はそれなりに対策をちゃんとやっているということで来ましたが、想定外の大雨になってくると、本当に普通じゃ考えられないことをやっぱりちゃんと考えておくという、それが子供の命を守るということが今一番大事なことになってきていると思うので、やっぱりこういう点を非常に高く評価して、選ぶときに高く評価していただきたいと思います。

○高森委員 (2)の黒丸の3番目、法人内の3園合同と書いてありますけれども、この3園というのは、台東区内に所在する3園なのでしょうか。またこの健保会が関わっているこの保育事業は何園くらいあるのかというのを教えてください。

○児童保育課長 この3園につきましては、東上野乳児保育園を含めて、健保会は区内で3園保育所を運営しております。その他に乳児院を埼玉県で運営しております。

○高森委員 台東区での実績がある事業者だということでよろしいわけですね。

○児童保育課長 おっしゃるとおりです。

○矢下教育長 それでは、次に、児童保育課のイについて、何かご質問はございませんか。北上野保育室です。

○垣内委員 これはヒ素が検出されたということで、所在地は旧上野忍岡高校の跡地、高校の跡地でヒ素が出たということですよ。

○児童保育課長 おっしゃるとおりです。補足の説明ですけど、これは過去の土地の利用歴調査などもやりましても、そういう有害物質を非出する建物というのは存在はしていないということなので、恐らく自然由来の可能性が高いのではないかと考えてはおります。

○垣内委員 じゃあ、若干高かったという感じですかね。

○児童保育課長 具体的な数字を申し上げますと、土壤の溶出量の基準というのがあります。それが0.01という数字が基準なんです。今回は、0.016という数字が検出されたということです。

○高森委員 敷地面積850㎡というのは、全敷地面積ですか。それとも一部ですか。

○児童保育課長 北上野保育室を予定している敷地の面積でございます。

○高森委員 では、その一部分からヒ素が検出されたということですか。

○児童保育課長 850㎡全体については、現在調査中ございまして、その調査結果が出

ると、工事経費が減額される可能性があるということです。

○高森委員 その850㎡以外のところは調査しなくてもいいのでしょうか。

○児童保育課長 現状、今は建物が建ってしまっているのですが、今後、活用予定があるので、その際には恐らく、今回こういうケースがあったので、そういった調査の必要性があるかどうかと、またそのときの判断になろうかと思えます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、児童保育課のア及びイについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (1) 指導課 ウエ

○矢下教育長 次に、報告事項を議題といたします。

指導課のウ及びエについて、指導課長報告をお願いします。

○指導課長 では、報告事項ウ、平成30年度不登校児童・生徒数について、ご報告申し上げます。これは昨年度に児童・生徒の問題行動・不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査、いわゆる問題行動調査の全国集計が10月17日に公表されたことを受けまして、本区における状況をご説明するものでございます。

不登校児童・生徒は、平成30年度に連続または断続して30日以上欠席し、不登校の状態にある児童・生徒のことを指しております。

資料の上部の表が集計結果、下部はその推移を現したグラフとなっております。なお、今年から問題行動調査結果の講評につきましては、文部科学省が公表している項目に限ると厳格化されました。

ただし、各自治体が独自に把握した数値について活用するのは、この限りではない。すなわち、各自治体で調査しているものは公表してもよいとしていることから、本区では、各校から毎月提出されております長期欠席者並びに不登校の状況報告を基に資料を作成いたしました。

平成30年度の不登校児童・生徒数は、小学校では40名、前年度より4名増加、中学校では102名で、前年度より15名減少しております。出現率は、小学校0.59%、中学校は4.51%となっております。報道でもありましたが、全国的に不登校の数が上昇していると言われていた中、本区におきましても小学校におきまして上昇いたしましたが、各校における指導の結果、小学校では10名の児童が登校できる状況になり、中学校では、19名の生徒が登校できる状況となっております。

また、好ましい変化が見られない場合でも、学級担任等が、本人や保護者に連絡を入れ

たり、家庭訪問を実施したりするなど、本人の状況や意思などを把握した上で登校再開に向けた児童生徒に対する支援を継続いたしております

資料にはございませんが、不登校に陥る要因につきまして、大きな分類、細かい分類などで分析しておりますが、やはり国と一致しているところで、不安の傾向があるとか、無気力の傾向がある、こちらは本人に関わる要因としては一致しているところで、学校にかかる要因としては、学業不振・いじめを除く友人関係、これが上位の二つになっているのも国と一致している傾向でございます。

各校においては、不登校傾向の児童・生徒や保護者との面談を繰り返し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、あしたば学級につなげるなど、学校だけで抱えるのではなく、専門的人材、機関と連携して、児童・生徒やその保護者の支援に勤めております。今後は、昨年度から継続している、不登校に陥る前の対応として、定期的なアンケート調査の実施により、児童生徒の不安や悩みを把握し、児童生徒が安心して生活できる場所や、自己存在感や充実感を感じられる場や機械を提供することにより、学校が全ての児童・生徒にとって、心の居場所、きずなづくりの場となるよう、努めてまいります。報告事項のウにつきましては、以上でございます。

続きまして、エ、平成30年度いじめの認知件数について、ご説明申し上げます。

いじめの認知件数は、平成30年度に認知されたいじめの件数のことで、被害を受けたと思われる子供自身がいじめと覚えていなくても、嫌な思いをしているのではないかと学校が判断した場合は、いじめとして認知件数に計上しております。資料の上部の表が集計結果、下部はその推移をあらわしたグラフとなっております。また、先ほど問題行動調査の公表について、制限が厳格になったことをご説明いたしましたが、いじめの認知件数につきましては、6月と11月に実施しております、ふれあい月間における各校の結果報告、そして、11月以降につきましては、各校に対する聞き取り調査を実施して、集計いたしました。平成30年度のいじめの認知件数、小学校では41件、中学校では61件となっております、平成29年度と比較しますと、小学校では13件の減少、中学校では10件の増加となっております。

各校の聞き取りを通して、以前はいじめとして認知していなかったのではないかとと思われる事案もいじめとして積極的に認知していることを確認しておりますが、道徳科をかなめとしたさまざまな教育活動において、絶対にいじめを許さない、友達に同調せず正義を貫くことも時として重要であるという各校の道徳教育も推進されております。

また、全ての小中学校で行われている人権に係る教育で、人権が擁護されている状態を望ましいと感じ、反対に人権が侵害されている状態を許せないとする人権感覚も養われているところでございます。

資料にはございませんが、いじめの対応につきましては、小中学校とも、冷やかしかやからかい等が最も多く、小学校では68.2%、中学校では52. %となっております。指導課といたしましては、今後ともいじめほどの学校・学級でも起こり得る問題と捉え、もしかす

るといじめではないかという視点で、児童・生徒を見守ることの大切さを各校に指導してまいります。

報告は以上でございます。

○**矢下教育長** ただいまの報告につきまして、まずは指導課のウについて、不登校児童・生徒について、何かご質問はございませんか。

○**神田委員** 不登校から復帰したという件数、先ほどありましたけれども、何かしら効果を上げた手立てで何か顕著なものがありましたら教えていただけますでしょうか。

○**指導課長** いずれの学校でもやっている行為自体は同じだと思うのですが、定期的に保護者とのつながりが切れないように連絡をとり合うということ。それから担任とその子供自身の顔が定期的に合わされるような機会を持つという、このつながりをしていくということの上に、あるきっかけとしての学校行事であるとか、あるいはある単元の調べ学習の機会などに、一緒に来てやってみようかということで、ぴよんと門をくぐり、教室に入ったところ、その教室の環境もでき上がっていて受け入れられたというようなケースがありました。

言ってみればどの学校も一生懸命目指しているとは思いますが、その事前のつながりと、どのきっかけを選ぶか。そして、学級をそもそもちゃんと受け入れる状況にづくっているか。この三つの要因が見事にマッチしたときに復帰できるということが多い状況かなと思っております。

○**神田委員** 小学校で不登校になったお子さんが中学校で引き続きということもあるかと思うのですが、もっと言うと、ずっと大人になっても引きこもりにつながっていくとか、そういった追跡をしていくと、どんな感じなのでしょうかね。そう考えると一時期だけで、復帰できるものなのか。私も結構、小学校から不登校になって、ずっと大人になっても引きこもりというケースを知っていますので、少し心配しているところです。

○**指導課長** 確かに小学校で10名の子が登校できるような状態にというご報告を申し上げましたけれども、じゃあこの10名が確かにこの後、安定的に登校できているのかということ、やはり今度は逆に、あることをきっかけにやはり学校に来れなくなってくるということがあるかと思えます。非常に学校としては、忍耐強くそういう子にも向き合っていくということも重要ななと思えます。

また、学校としては決して消極的になるわけではないんですけれども、全国的な調査でも家庭に係る要因、すなわち、子供に係る要因や学校にかかる要因よりも家庭にかかる要因のほうが多いという結果が出ております。委員がおっしゃったような内容は多分そういうような状況かと思うのですが、こちらにつきましては、そういうようなご家庭、先ほどの末廣委員のご質問にもお答えしましたけれども、保護者が頑張っクリアしてもらいたいという課題がありますので、そこはやはり学校も支援していくことによって、子供の安定化を目指していきたいというふうに思っております。

○**末廣委員** 小学校・中学校とも、その出現率というんですか。これが国よりも特に中学



校は非常に高いですね。その理由というのはいろいろと考えられると思いますが、一つは家庭が原因といいますか、それで不登校になる。台東区の場合、これが高いというのは、やはり家庭のあり方が問題なしの過程が比較的多いのか。パーセンテージとして。そういうことを感じるのですが、これだけほか、国と特に中学校が高いというのは、特に特別に何か調査しているわけではないんですか。

○指導課長 今までも議会で報告したときに、なぜ台東区がというようなご質問をいただいたことはあるのですが、この、なぜ国の出限率よりも本区の出現率、あるいは東京都の全体の出現率のほうが高いのかということについて、その理由を調べるという調査はしたことがないので、それについては推測することしか、現在ではできないところです。

○垣内委員 これは学校に来ない子供たちですよ。それで、学校外の居場所というのがある子もいるかと思うのですけれども、それはどのくらいなのでしょう。つまり、中学校には行かないけれども、どこか何か行っているかという。セーフティーネットに引っかかっていらっしゃる人と、完全に漏れちゃっている生徒さんって、どのくらい、ざっくりいっていらっしゃるのか。

○指導課長 小学校は4名の子がどこにもつながっていない、中学校は102人中34人の子が同じようにつながっていない。

それ以外の子たちは、例えばあしたばもそうですし、民間のところであったり、何か、スクールカウンセラーとかにつながっているという、そういう状況でございます。

○神田委員 今、考え方がさまざまになってきているので本当に親が難しくなってきました。

例えば、中学校で私立に行くこと、学校に行けるようになった子を私も見えています。そう考えると、例えば長期間不登校が続いた場合には、一つの方法として、親と子供が希望をした場合ですけれども、転校という選択肢はあるのでしょうか。小学校でも中学校でもいいですけれども、ずっと学校に来れないけど、環境が変わったら行けるかもしれないというようなケースがあるのでしょうか。

学校から転校をすすめることはないでしょうが、そういった選択肢を希望された場合には、可能なのでしょうか。

○指導課長 恐らく教育的な配慮のためという要因のことかと思います。その場合には転校先の校長先生と、それから原籍校の校長先生、そして、学籍の担当をしている学務課で、やはり我々も入って協議をしてということになりますので、一律にこういうときはこうできるということは申し上げられないのですが、そのケースごとに判断をして行きたいと思っています。

○神田委員 これからはいろいろなケースがあり、本当に複雑化しているので、柔軟な対応というのが必要なのかなということは思います。ただ、自分の経験からいっても、つながるのは大事で、連絡を粘り強くやっていることで来られるようになったケースが多いです。つながるといのは課長も先ほどおっしゃいましたがすごく大事だと思うので、引き

続き頑張ってくださいと思います。

○高森委員 学校だけでこれをやるのは大変なことだと思います。地域の方だとか、保護者も通じて、さまざまな関わりや、縁を結んでいくことがとても大事なのかなと思います。子供たちに社会勉強をさせるような機会というのは、教育委員会のプログラムにたくさんありますよね。そういったところに来ていただく。学校でなくてもいいから。いろいろな団体がやっている事業がありますから、そういったところに来てもらえるように発信をするということも一つの方法かなと思います。いろいろな人との関わりができれば、そこからまた学校へ目が向くこともあると思うので。

○指導課長 各校長から聞いている話だと、教育支援館のスクールソーシャルワーカーさんがキーマンになっているような事例もございます。そのスクールソーシャルワーカーさんのほうが定期的に保護者と連絡をとったり、担任が行っても門前払いなんですけれどもスクールソーシャルワーカーさんだと話ができるなどというケースもあるようです。

そんなような中から、スクールソーシャルワーカーの方が例えば関係機関、こういうところに行けますよというようなことをご紹介されたりしていただいているということで、スクールソーシャルワーカーには大変感謝しているところでございます。

また、支援館のほうでは、ふれあいパートナーという、心理の免許を持った学生の方が自宅に行って、その子と一定時間会話をしてくれるということで、いわゆる社会性を少しでも身につけさせるということでもご尽力いただいているというようなこともありますので、そういうようなことでもいろいろと学校は助けてもらっているんだなというふうに感じています。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 次に、指導課のエについて、何かご質問はございませんか。いじめのところです。

○神田委員 中学校の29年度・30年度がかなり増えているんですけども、小学校はそんなに変わっていないですよ。小学校は調査が厳しくなったところに、かなり人数が増えたというのがあるのですが、中学校は何か理由があるのでしょうか。

○指導課長 ご説明のところでも申し上げたのですが、以前は聞き取りをしていて、これはいじめには入れなかったなというの、いじめとして認知しますというようなご報告をいただいていますので、例えば本当にいじめ行為が増えてきたということよりも、学校が積極的にいじめとして認知しようとしているその結果ではないかなというふうに思っております。また、実際にいじめがあった場合には、指導主事が年度途中でも学校に行き、どんな状況かというのを確認しておりますので、その件数を大幅に上回る認知件数が増えているので、恐らく積極的な認知の結果ではないかというふうに私は考えております。

○神田委員 すごく増えているから、何かの働きかけを教育委員会でされたのかなと思いました。

○指導課長 教育委員会としては、いつもと同じように疑わしいと思った場合にはいじめとして認知するであるとか、子供が言ういじめは受けていないという言葉を受けないでくれというようなことは、継続して申し上げているところです。ただ、やはり世間一般的に、いじめに対する関心が非常に高くなってきているというところから、各学校もやはりそういう風潮で調査をしたのではないかと考えております。

○高森委員 いじめ件数というのはつまりいじめにあった人数なのか、認知した件数なのか。例えば一人の人間が1学期にいじめを受けた、3学期にいじめを受けた。それは2件として数えるのか。3年生になっていじめを受けたらそれは3件として数えるのか。どういうふうにして数えているのでしょうか。

○指導課長 いじめの認知件数というのは、まず被害にあった子一人に関して1件と数えます。ですので、例えば5人の子に一人の子がいじめられたとしても、これは1件でございます。それから、同類の事案であるという場合。いわゆる、いじめが解消せずに継続しているというものは、それは1件ですけれども、新たな人間関係、新たな関係の中でできあがったものは、それはまた別の1件というふうにカウントしております。

○高森委員 件数だけを見ると、その辺のことがよくわからないのです。当然、いじめる側といじめられる側がいて、いじめる側のメンバーが変わる。全員変わらないこともありますし、更に加わることもあります。そういったときにどういうふうに1件として数えるのか、非常に難しい問題があるかなと思います。この数字だけ見ると、少ないのか多いのかわからないです。それで、さきほどの引きこもり・不登校と違って、出現率が計算できないのは、多数対個人の可能性があるのですよね。相手が同じメンバーだったら、それは1件としか考えられないということでしょうけれども、いじめの内容自体が当然違うでしょうから、いじめを受けている側にしてみれば、それは1回じゃなくて2回なんですよ。ですから、この数字は最低限の認知の数だと思います。この水面下に、もっとあると思うんです。それがわからないと、この件数だけ見て、一喜一憂はできないと思いますので、件数の数え方については工夫が必要なのかなという気がいたします。

○指導課長 あくまでも文部科学省の実施している調査に合わせた公表により、全国との比較ということですので、難しいところなんですけど、指導課内では、実際に61人の子はだれで、どういう状況でというのは把握しているところでございますので、それは学校に対しては継続的に見ていきたいというふうには思っております。

○末廣委員 この未解決というのは、どういう状況を言うんですか。

○指導課長 逆に、解決するという基準がありまして、二つの条件を満たすようになっております。一つはいじめにかかる行為が相当の期間完全に解消している。この相当の期間というのは3カ月というのを見ています。もう一つは、被害に遭った子が、心身の苦痛を受けていないということ。この苦痛を受けていないというのは、主観的に教員がパッと見てそう感じるだけでなく、さまざまな教員が見て、また、本人との面談も通した上で、その確認がされる。この二つが成り立った時に、いわゆる解決ということ。ですので、

未解決というのは、例えばいじめの行為自体はなくなったけれども、例えばそれがまだ3カ月たっていないであるとか。あるいはその行為自体はもうなくなって3カ月だけれども、本人は面談するとまだ不安そうな表情をすることがあるとか。そういうことで、やはり十分に見ていかなきゃいけないだろうというようなことで、いずれも2件あるのですが、いじめの行為がいまだに続いているというのは、その30年度の段階では、今はありません。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、指導課のウ及びエについては、報告どおり了承願います。

#### 4 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後4時08分 閉会